

高齢者虐待防止について

高齢者虐待は、家庭内で起きていることが多く、高齢者自身が虐待を隠す傾向があります。状況の悪化を予想して、第三者に助けを求めることができない場合も多く、高齢者や虐待者からの訴えは、ほとんどないのが現状です。

虐待には、様々な形があります



身体的虐待
殴る蹴るなどの暴力



心理的虐待
叱りつける・無視する



経済的虐待
年金などを勝手に使ってしまう



放棄・放任
劣悪な環境で放置



性的虐待
性的行為を強要

高齢者虐待防止には、**予防・発見・虐待からの保護・再発防止**という対応が必要です。

地域の皆様の“気づき”が、虐待の深刻化を防ぎます！

地域に暮らす高齢者を、虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように、高齢者虐待防止法についてのご理解とご協力をお願いします。

○虐待を受けたと思われる高齢者を発見したら

→町や地域包括支援センター等に**通報(努力義務)**

○身体生命に**重大な危険が生じている**高齢者を発見したら

→町や地域包括支援センター等に**速やかに通報(通報義務)**

★虐待についての通報・連絡先★

広川町役場 福祉課 高齢者支援係

0943-32-1113

広川町地域包括支援センター

0943-32-1952